

2017年2月3日  
全国港湾16発第71号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



## 16年度年末年始例外荷役の実施状況に関する調査について

標記について、本年度については、議事確認書(16年11月10日付)3項で「昼間荷役のみの約束から夜間荷役や徹夜荷役を行わないことの徹底については『日中荷役とする』の原則を遵守する」と再確認したところです。

これをふまえ、各地区港湾は、鉱石船やチップ船といった従来作業を止めることが難しかった本船について、スケジュール調整などの申し入れを行うなどの取り組みを進めてきました。

については、こうした取り組みの結果を確認、検証し、今後の取り組みに資するために、下記の調査を行うので、各地区港湾の取り組みを指示する。

### 記

#### 1. 取り組み指示

(1) 各地区港湾は、年末年始(12月31日～1月4日)の夜間荷役の実態について、別添の報告用紙に必要事項を記入し報告すること。

期日は、2月17日までとし、全国港湾書記局にFAX・メールにて提出されたい。

(2) 各単組は、地区港湾の調査に協力し、必要な縦指示を取り組むこと。

2. なお、報告については、基本的には書記局内での集計・保管とし、港名・船社・作業事業者名などは公表しないこととし、総数や傾向について把握したものを次年度以降の取り組みに資することとする。

以上

<添付> 調査報告用紙